



令和8年 3月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和8年 3月26日(木) 午後1時30分開会
場 所 飯山市役所 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 6番 岡田 忠治 委員
議席番号 11番 小嶋 清子 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画(賃借)への意見について
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について



別 紙

出欠	議席 番号	氏 名	住 所	備 考
出席	1	飛 澤 正 志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
出席	2	大 口 昂 帝	飯山市大字南町 17 番地 3	
出席	3	高 澤 富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	松 澤 孝	飯山市大字静間 1744 番地	
出席	5	武 田 一 清	飯山市大字蓮 3378 番地	
出席	6	岡 田 忠 治	飯山市大字其綿 406 番地	
出席	7	西 條 亀美夫	飯山市大字天神堂 196 番地	
欠席	8	望 月 晃 一	飯山市大字瑞穂豊 609 番地	
出席	9	藤 本 英 喜	飯山市大字瑞穂 579 番地 1	
欠席	10	清 水 敏 明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	11	小 嶋 清 子	飯山市大字旭 6181 番地 1	
出席	12	清 水 勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	13	春 日 孝 利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	14	嶋 津 正 道	飯山市大字緑 1334 番地 3	
出席	15	沼 田 浩 子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	16	石 田 慶 子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	17	福 澤 千 鶴	飯山市大字常盤 554 番地	
出席	18	足 立 久 子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	19	小 林 嘉 之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	20	金 崎 恵	飯山市大字豊田 803 番地	
出席	21	廣 川 順 一	飯山市大字照岡 649 番地 1 の 2	
出席	22	市 村 孝	飯山市大字一山 2888 番地 1	



事務局長	お疲れ様でございます。ただいまより3月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をよろしくお願いします。
会 長	皆さん、こんにちは、大変お忙しい中集まっていただきありがとうございます。年度末で世の中が本当に騒がしくて、今日もなんか、滑り込んできたみたいな形です。雪も消えまして皆さん何となく田畑が気になって、外に出てきているというような状況でございます。一番心配されるのは、戦争によって、石油関係の高騰による農業への影響が大変心配されるところでございますが、業者の方、農協の方それぞれ頑張ってください、農業に影響のないような形の供給をお願いするところでございます。皆さんもそれぞれこれから大変なことが出てくるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。今月農地相談ありがとうございました。何点かいろいろ案件出てきているようですので、また発表していただきたいと思います。飯山市の農林畜産業ビジョン策定会議というのがございました。この委員の中でも出席されている方いらっしゃると思いますが、私達は市長が就任したときに、市長はどのようなビジョンを持ってらっしゃいますかと言ったときに、市長は考えられたのではないかなと思いますが、それが今年形になってくるようです。1回目の会議が終わりましたが、やはりとらえどころのないほんわかしたような感じで話は進んでおりました。その中でも農業委員として、しっかり言うべきことは言っていきたいなと思っておりますので、また皆様に様子をお伝えしながら、ご意見をお聞かせいただければありがたいと思っております。それと18日新規就農者の情報交換会に出席していただいた方ありがとうございます。市で把握している中で出席された方で、参加者が大変多くございました。あとの情報交換会でも、有意義な時間が取れたと思います。帰りの中で、どうでしたかと感想をお聞きしましたら、「よかったです。ありがとうございます。自分とは違う農業者とも繋がることができたし、いろんな情報もいただけたという形の中ではありがたいです。」というお話もいただいたので、こういった情報交換会必要だなんて感じたところでございます。3月議会におきまして、私達が去年要求した要望事項4つでしたかね、お願いをし、その内の3つを通していただいたということで、それぞれ予算がついてきております。またそこら辺も後ほど説明していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは今年度最後の総会でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より経過報告をお願いします。
	【事務局より資料に基づき経過報告】
議 長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。



事務局	8 番望月委員、10 番清水委員、です。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第 8 条第 1 項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 議席番号 6 番岡田忠治委員、11 番小嶋清子委員にお願いいたします。
議 長	それでは、農地議案審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第 3 条の許可申請は 9 件です。 議案第 1 号について、受付番号 59 番～63 番は所有権移転、受付番号 7 番～10 番は貸借権設定に関する件になります。 【 所有権移転 受付番号 59 番～63 番 貸借権設定 受付番号 7～10 番 議案書をもとに朗読と説明 】
事務局	ご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足説明をお願いします。59 番～62 番の補足説明をお願いします。
15 番	大倉崎の方ですが、ブルーベリーを栽培されてもう 10 年ぐらいになるというお話でした。ブルーベリーを栽培されており、今何枚か畑を持ってしっかりと観光農園を経営しておりますが、契約なしで借りている畑がありまして、今回は売買ですので、農業委員会に申請したと思われます。今現在畑をどのぐらいやってらっしゃいますかっていう質問に対しては、足してみないとわからないというようなお話でありました。機械も持っていらっしゃって、しっかり農業をやられているということでございます。主に 1 人でやっておりますが、繁忙期はバイトの方に来ていただいているということでございました。その方が一応借りている中で、農地の中で荒れている畑は現在ありませんということをはっきりおっしゃってございました。もう 10 年ぐらい耕作しているので、新規就農者とは言えませんが、しっかり耕作されております。「畑を増やすつもりですか。」という質問には、「できることだったらやりたい、できることならもっと増やしたい。」というお話をいただきましたので、地域計画の中の地域の担い手という中の名簿に多分上がっていらっしゃいませぬので、名簿に挙げさせて欲しいということを要求しまして、「いいよ」と、地域の担い手として名前を載せ



	ることが決定しております。また、地域の担い手ということですので、譲受人〇〇さんを取り上げていただければと思います。よろしくお願いします。しっかり耕作されている方で間違いはないと考えられますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。
議 長	63番の補足説明をお願いします。
6 番	譲受人の〇〇さんは、大阪から引っ越し来て、民泊をやられている方です。先ほどの説明の通り、仮登記がしてあったので、今回ちゃんと手続きをするということです。いわゆる家庭菜園で、ちょうど場所も家の裏になります。以上です。
議 長	貸借権設定の7番の補足説明をお願いします。
13 番	事務局の説明された通りです。
議 長	国庫帰属の前に、借りたいという話が出て初めて、ここはそういう土地だっているのがわかるんですか。
事務局	元々この方の農地を農業法人が借りていました。そこで、亡くなって相続人が誰も相続しないということで相続財産清算人をつけたところから始まりました。
議 長	国庫帰属は、多分こういったことが多く出てくる事例になってくるのかなと思います。
事務局	清算人の方がいろいろ整理してくれまして、田んぼ3枚ありますけど筆が6筆ぐらいに分かれているのも合筆していただいたりとか、あと登記もしっかり直してもらったりとか、いろいろ貸借の設定の前に準備はしていただいたので、こちらもすごく助かりました。
議 長	貸借権設定の8番の補足説明をお願いします。
13 番	私が農業者年金の政策支援分をいただくために、親子間の経営移譲のため使用貸借をしました。 以上です。
議 長	〇〇さん、新規就農者の集まりにも来ていただきました。
議 長	貸借権設定の9番の補足説明をお願いします。
6 番	この案件、事務局がずいぶんと動いていただきました。独り者の方で、高



	齢者施設に入所しています。農地を何とかしたいということで、事務局に相談がありました。合わせると広い農地になりますが、今後どうしようかということで、事務局といろいろ相談した結果、2週間くらいでマッチングさせるのは非常に難しかったので、今回は貸付人の△△さんと、借受人の〇〇さんの間で、一応賃貸の契約をしました。圃場自体は、ほとんどもう何年も耕作されていない。耕作されていないところを借受人の〇〇さんが借り受けまして、今後そこを耕作できるような状態にして、近くに宅地もあって、譲渡人の△△さんは宅地も含めて全部売りたいという考えですけど、農業委員の役目として、その農地をどうしようかというふうに考えた場合、借受人〇〇さんが契約して、自分の考えは、新規就農者が農地プラス宅地もあるのでその宅地も買っていただき、地域に根づいていただければなと思いました。今回田んぼは別にして、そういうような形になります。田んぼがなぜ保留にしているかと言うと、家の周りにある田んぼです。これ非常に条件が悪すぎて、ここで稲作やるということは、不可能だと私は思った田んぼです。今後、田んぼに関しては、どうしようか考えていかなくちゃいけない内容になります。以上です。
議 長	ここに載っている田んぼの話ですか。耕作が難しい田んぼですね。
6 番	ポンプアップをしないとイケない。昨年借りていた人が、田植えをしたが、刈り取りしてない所を農業法人が仕方なく頼まれて、耕運をしたと言うところですよ。
議 長	貸借権設定の10番の補足説明をお願いします。
6 番	貸付人の△△さんから、借受人の〇〇さんが以前から借りていた畑で、私はその隣で耕作しています。実際借受人の〇〇さんの先ほど事務局が言われた通り、ほとんどが契約なしで畑作している状態でした。約2町歩ぐらいされています。今回こういう案件があったので、借受人の〇〇さんの方は、借りている全てを、中間管理機構を通して借りて下さいねというふうに話して、既にそれを契約の準備をされると思うし、本人からも私は連絡をもらいました。今回思ったことが、貸付人の△△さんの、事例、いわゆる終活そういう事例は増えて来るような感じがしました。今のいわゆる年齢別の総人口で見ると、その80歳前後の人たちが非常に多い。80歳前後の人たちがここ5年間ぐらいで同じような終活をしてくるのではないかと思います。そういうふうになった場合、自分らでいろんな方法で今回自分たちがその新規就農者に頼んだのもありますけど、その地域の担い手をしっかりそれぞれ理解してないと退農する時がすごく遅くなっている気がします。だからあと本当に5年じゃないかと思います。もうスタートしているので3年以内ぐらいでこういう事例は、はかかなり増えてくる。その増えてくることに対して、各農業委員さんはそれに対応できるように考え



	た方が良いのではないかなと感じました。
議 長	同感です。私もそういう事例に巻き込まれていることはあります。身寄りのない方の持ってらっしゃる農地、でもその方はもう自分では耕作できない。かといって、身寄りはまだ90歳を過ぎたお姉さんだけで、90歳過ぎたその方が亡くなってしまうと90歳過ぎたお姉さんに権利が行くわけですね。しかもそれが新潟県の方ですので、その方も亡くなってしまうと、その息子さん娘さんというような形になってきますよね。だからその前に、住宅は何とかありますが、畑を近所の親戚の方たちにしっかり譲って、無料でもいいから登記を変えて、地域のトラブルにならないように、農地が宝物になるように段取りをして、まだ本人がしっかりしているけれども、もう農業ができないのでとなったら、もうその準備を周りがしていかなきゃ本人はできないので。だから、ご近所でちょっと気を配っていただいて、畑どうしますか、田んぼどうしますかという話も、それこそお茶飲みして、そういう話も出していただいて、とんでもない所に判子をもらいに行かなくていい様にしていただければと思います。
事務局	NO.10 借受人〇〇さんのご紹介をお願いいたします。
6 番	借受人の〇〇さんは、親父さんの代からあのエリアで野菜を作っていて、ズッキーニ、長ネギ、野沢菜、3つで約1町歩程耕作しています。本人も今後は、できるだけ多く耕作をしていきたいなということを言っていました。
議 長	借受人〇〇さんは何歳ぐらいですか。
6 番	50代です。
議 長	まだまだ頑張れますね。
議 長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 (意見なし)
議 長	それでは退席委員の説明をお願いします。
事務局	6番委員、13番委員、関係者ですのでご退席をお願いいたします。
議 長	それでは採決に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」



	原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に議案第 2 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【 受付番号 8 番議案書をもとに朗読と説明 】
議 長	8 番補足説明をお願いします。
1 5 番	普通のビニールハウスじゃなくて白いシートみたいなビニールハウスで、 ちょっと突けば穴が開く様な感じではなくて、しっかりした白いビニール ハウスでございました。昨年持ち主が誰か分からなくて、いろいろお 聞きしたところ、申請者の□□さんでしたので、申請者の□□さんに農地 になっているので、手続きしていただきました。残った面積は野菜を育て ていますが、全てを転用するという申請になっております。
議 長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 (意見なし)
議 長	それでは採決に入ります。 議案第 2 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり許可相当として県の方へ報 告をします。
議 長	次に議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局よ り説明をお願いします。
事務局	【受付番号 2 5 番～ 2 7 番 議案書をもとに朗読と説明】
議 長	それでは担当地区の委員さんから補足説明をお願いします。 2 5 番補足説明をお願いします。



12番	譲渡人の△△さん、元々ダイヤグラスという工場がありました。工場を辞めたあとに譲受人の〇〇さんが購入しました。国道側に面していて、スペースがないというようなことで、この建物の裏に譲渡人の△△さんの農地がありまして鉄板を敷いて、駐車場等になっていますけれども、譲受人の〇〇さんとお会いして話をしたら、これからまたますます機材が増えるというようなことで、そこを利用していききたいとこのように申し出がありました。
議長	26番補足説明をお願いします。
12番	譲渡人の△△さんの、地目は田ですが、水田はもう何十年も耕作されていなかったということで、草刈はしてありました。譲受人の〇〇さんも地元の自動車販売会社になりますので、西回り線の一段下がりますが、そこを埋め立てて、中古車の展示場にしたいということで、現地を2人で確認して来ました。問題は無いと思います。
議長	27番補足説明をお願いします。
4番	貸付人の△△さんは、農業をされていましたが旦那さんが亡くなられてまして、貸付人の△△さんが、この申請地の隣の土地に倉庫を持っております。それを借受人〇〇さんがお借りしており、米の倉庫、貯蔵庫といってもコンテナを仮設で置いて冷房入れてというような程度のものなのですが、そういったものを作りたいということで、1740㎡のうちの199㎡について転用して、整備をしていくというものでございます。以上です。
議長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。
議長	25番の2分の1拡張、2分の1拡張ってやってきた部分とは別の話なんでしょうか。
事務局	一種農地の転用の場合の要件がかなり厳しくて、今、会長言ったように、既存施設の2分の1の拡張っていうのがよく使われるものがあります。会長の指摘だと2回目じゃないかという指摘なのですが、前回の転用と今回の転用は別ものと県が判断しています。そこで今回は2分の1の拡張ですが、問題なく転用できる所でございます。今25番は転用の理由は既存施設の2分の1の拡張、次の中古車展示場は第2種農地で住宅その他、申請地の日常生活上必要なもので、集落に接続して設置されるもの、よく言われる集落接続の要件で許可となっております。 27番の関係につきましては、農業用施設なので、1種農地でも農振でも問



	題なく設置できるというものでございます。補足させていただきました。
議 長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか （意見なし）
議 長	それでは退席委員の説明をお願いします。
事務局	4番委員、21番委員、関係者ですのでご退席をお願いいたします。
議 長	それでは採決に入ります。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
事務局	議案第4号「農用地利用集積等促進計画（賃借）への意見について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【 賃借 （中間管理） 受付番号137番～166番 議案書をもとに朗読と説明】
事務局	農用地利用集積等促進計画における農業者の情報共有について、新規等の農業者の報告を地区の委員さんよりお願いします。
12番	Aさんは認定農業者で地域の担い手として、アスパラ、ズッキーニ、ネギを作っています。所有者は転居されて大変困っていることを、Aさんに話をして今回耕作してもらおうことになりました。
6番	Bさん75歳で高齢ですけど、水稻をメインにやられていて、私もいろいろお世話になったことがある方です。今回は賃貸借関係にという話です。出来たら田んぼも今後は増やしていきたいそうです。
7番	法人の窓口担当者さんと電話でお話させていただいた結果、現在2.3ヘクタールで出ていますけど、ゆくゆくは10ヘクタールぐらいにしたいと聞いています。すでに、結構な量をこなしているので、地域の再生センターの方からも田んぼがあったら教えてほしいと逆に言われたぐらいなので、



	大丈夫だと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか (意見なし)
議 長	それでは退席委員の説明をお願いします。
事務局	13番委員、関係者ですのでご退席をお願いいたします。
議 長	それでは採決に入ります。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画（賃借）への意見について」 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について」 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」 は、報告事項ですので、お読みいただいて何か質問があればお願いします。 それでは、農地議案審議を終了いたします。



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 沼田 浩子

6 番 岡田 忠治

1 1 番 小嶋 清子